

発行 岡山県



担当課（室）

【公安委員会】

定重要無形文化財の保持者の認定の解除

○ 猟銃等講習会の開催

○ 年少射撃資格講習会の開催

生活安全企画課

担当課（室）

目次

- 指定居宅サービス等の事業の廃止
- 保安林の指定施業要件の変更予定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

【公 告】

長寿社会課
治山課
道路整備課
〃

- 未利用県有地売却の実施
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
- 県営土地改良事業の工事完了
- 公共測量の実施

○都市計画の変更案の縦覧

○
//

○
〃

○
〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

の完了

○
〃

○
〃

○ 一般競争入札の実施

【教育委員会】

○ 岡山県文化財保護条例に基づく岡山県指

教育委員会

◎岡山県告示第五百四十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年十一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション勝福

2 所在地

岡山県津山市日上字沖ヶ原一六七五―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社勝北

2 所在地

岡山県津山市安井六七三番地

三 廃止年月日

平成二十九年十一月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二二一二

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

◎岡山県告示第五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十九年十一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

津山市大篠字南峪三二七三、字鐘突三二七四の二、字西ヶ瀧三二八二の二、字ダヶガ谷三二八三の二、字洞ノ頭三二八七の二、三二八七の三、字大平三二八八の一から三二八八の四まで、字大杖三二八九、字池ノ久保三二九〇、字牛ヶ首三二九一の二、字内ヶ瀧三二九二の二、字登リ尾三二九三、字奥菅谷三二九四、字クルミ谷三六四八、字小高下三六五六、字柳谷三六六一、字弥平治三六六八の二、字荒堀三六七三の一、三六七三の二、字隠谷三六八〇の三、字下リ芽三六九八の三、字西ヶ坊三七〇三の一、三七〇三の二、字市小谷三七一九の一、三七一九の三、三七一九の五、三七一九の八、字穴谷三七二〇の一、三七二〇の三から三七二〇の五まで、字天宮寺三七二一の一、三七二一の四、三七二一の八、三七二一の九、字中ノ塔三七二三の一、字雨乞岩三七二四の一、三七二四の二、字スベリ谷三七二五の二、三七二五の三、字西ヶ仙三七二六の三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西ヶ坊三七〇三の一、字中ノ塔三七二三の一、字雨乞岩三七二四の一、字スベリ谷三七二五の二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久米建部線
- 三 道路の区域

区 域		新旧別		幅員	延長
津山市宮尾字中須賀一二四八番二地先から		新		三・四〃 四一・四	六五四・五
津山市宮尾字中須賀一二五六番五地先から		新		一〇・〇〃 四一・四	五〇一・六
津山市宮尾字浜一二番一地先まで		旧		三・四〃 一七・四	六五四・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下御領井原線
- 三 道路の区域

一 道路の種類 県道
二 路線名 大島中新庄線
三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員	延長
笠岡市西大島字宗国一四七七番一地先から	笠岡市西大島字宗国一四七七番一地先から	新		四・四〇 二一・五	四三四・〇
笠岡市西大島字宗国一一八二番一地先を				八・一〇	三四〇・〇

区	域	別	新旧	幅員	延長
井原市大江町字中田二三五一番一地先から	井原市大江町字中田二三五一番一地先から	新		一〇・八〇 二一・八	一二二・〇
井原市大江町字下り二二二番一地先まで		旧		九・六〇 二一・八	一二二・〇

経て 浅口郡里庄町大字浜中字大山一三三二番 三二地先まで	笠岡市西大島字宗国一四七七番一地先か ら 浅口郡里庄町大字浜中字大山一三三二番 三二地先まで
	旧
四・四 二一・五	四〇・七
四三四・〇	

◎岡山県告示第五百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の 種類	供用開始 年月日
路線名	区間		
下御領井原線	井原市大江町字中田二三五一番一地从 井原市大江町字下り二二二番一地从 先まで		平成二十九 年十一月十 七日
大島中新庄線	笠岡市西大島字宗国一四七七番一地从 笠岡市西大島字宗国一一八二番一地从 浅口郡里庄町大字浜中字大山一三二二番三二 地先まで		

〔四八五〕次のとおり未利用県有地の売払いを実施する。

平成二十九年十一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 物件の概要

所 在		地目又は構造		面積（平方メー トル）	予定価格（最低 売払価格）	受付期限
土地 津山市総社字 大根山五三一 番、五三一番 二	土地 備前市東片上 字米当田二一 三番一	宅地、雑種地		二七七・〇四	三、〇八〇、〇〇〇円	平成三十年七月三十一日 （火）
		宅地		三、六二三・三八	四二、〇八五、〇〇〇円	平成三十年七月三十一日 （火）
		鉄筋コンクリ ート造三階建	八九六・四二			
		鉄筋コンクリ ート造平家建	一〇五・〇〇			
建物 備前市東片上 字米当田二一 三番地一		コンクリート ブロック造平 家建	二五・二〇			
		コンクリート ブロック造平 家建	一〇・〇〇			

土地 備前市東片上 字天神三八九 番二	宅地	二九五・五九	一、四八七、〇 〇〇円	平成三十年七 月三十一日 (火)
土地 真庭市田羽根 字柳原五二九 番一二	原野	二、四九五・三 九	九、九八〇、〇 〇〇円	平成三十年七 月三十一日 (火)
土地 苫田郡鏡野町 塚谷字一本松 六一二番一二	宅地	三八三・二二	二、〇〇九、五 〇〇円	平成三十年七 月三十一日 (火)
土地 苫田郡鏡野町 塚谷字一本松 六一二番一四	宅地	五二九・四六	三、〇五〇、九 〇〇円	平成三十年七 月三十一日 (火)
土地 苫田郡鏡野町 塚谷字一本松 六一二番一五	宅地	五〇九・〇九	二、九三三、五 〇〇円	平成三十年七 月三十一日 (火)
土地 苫田郡鏡野町 塚谷字一本松 六一二番一七	宅地	四九四・〇一	二、八四六、六 〇〇円	平成三十年七 月三十一日 (火)

平成29年11月17日 岡山県公報 第11941号

土地 苫田郡鏡野町 塚谷字一本松 六一二番一九	宅地	五八八・〇六	三、四五六、四〇〇円	平成三十年七月三十一日 (火)
土地 苫田郡鏡野町 塚谷字一本松 六一二番二〇	宅地	五七七・〇五	三、三二五、二〇〇円	平成三十年七月三十一日 (火)
土地 苫田郡鏡野町 塚谷字一本松 六一二番二二	宅地	五九〇・一七	三、四三四、八〇〇円	平成三十年七月三十一日 (火)
土地 苫田郡鏡野町 塚谷字一本松 六一二番二三	宅地	四八八・二九	二、七二九、三〇〇円	平成三十年七月三十一日 (火)
土地 苫田郡鏡野町 塚谷字一本松 六一二番二六	宅地	四九五・一〇	二、八五三、〇〇円	平成三十年七月三十一日 (火)
土地 苫田郡鏡野町 塚谷字一本松 七四〇番一五、七四〇番一七	宅地、雑種地	五七九・〇〇	二、〇〇一、八〇〇円	平成三十年七月三十一日 (火)

二 申込みの資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人であること。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認めた者であつて、その認めた時から三年を経過しないもの
- 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）である者
- 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
- 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
- 8 その他知事が不相当と認める者

三 用途制限

- 1 売払い物件については、売買契約書に、次に掲げる用途に使用することを制限するとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることを禁止する旨の条件を付す。
- (1) 岡山県暴力団排除条例第二条第四号に規定する暴力団事務所その他これに類する施設の用に供すること。
- (2) 契約の締結の日から五年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。
- 2 苫田郡鏡野町塚谷の売払い物件については、売買契約書に、住宅の敷地の用途に使用しなければならない旨の条件を付す。

四 申込方法及び留意事項

1 県有財産買受申出書に必要な事項を記入の上、2の印鑑登録証明書又は印鑑証明書に係る印鑑を押印し、一の受付期限までに岡山県総務部財産活用課に提出すること。

2 添付書類

次により発行日から三月以内の証明書を添付すること。

(1) 個人の場合 印鑑登録証明書 一通

住民票の写し 一通

誓約書 一通

(2) 法人の場合 現在事項全部証明書 一通

印鑑証明書 一通

役員名簿 一通

誓約書 一通

3 原則として、先着順の売払いとなること。ただし、同日に複数の申込みがある場合は、抽選により申込順位を決定する。

4 電話、ファクシミリ又は電子メールでの申込みはできないこと。

5 現状での引渡しになるので、必ず物件の下見と現状の確認を行った上で申し込むこと。

五 申込資格の確認

1 申込資格を審査し、申込資格があると認めた者に対しては、県有財産買受申出受付確認書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

2 申込資格を審査し、申込資格がないと認めた者に対しては、県有財産買受申出不適合通知書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

3 申込資格の審査中に他の者からの申込みがあった場合は、申込順位が次順位以降の者に対して、速やかに当該申込順位等を記載した連絡票により通知し、申込順位が先順位の者が契約を締結した場合は、申込順位が次順位以降の者に対して、県有財産買受申出不受理通知書により通知する。

4 申込順位が先順位の者が申込資格がないと認められた場合又は県有財産買受申出受付確認書に記載された日までに契約を締結しなかった場合は、申込順位が次順位の者について申込資格を審査し、審査を開始した日から起算して十五日以内に県有財産買受申出受付確認書又は県有財産買受申出不適合通知書により通知する。

六 契約の締結

県有財産買受申出受付確認書を受理した者は、同確認書に記載された日までに契約を締結すること。なお、契約の締結の際、契約金額の十パーセント以上に相当する額の契約保証金を納付すること。また、同確認書を受理した者が、契約を締結しない場合は、申込順位が次順位の者の申込資格を審査し、申込資格があると認めた場合は、その者と契約を締結する。

七 売買代金の納入

売買代金（契約金額から六の契約保証金の額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、原則として契約の締結の日の翌日から起算して二十日以内に納入すること。なお、納入期限までに売買代金が完納されないときは契約を解除し、六の契約保証金は、県に帰属させる。

八 問い合わせ先

〒700-1857 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六―二二六―七二三五）

〔四八六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十九年十一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年十一月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人美作メンテナンス

三 代表者の氏名

堂 良行

四 主たる事務所の所在地

美作市三倉田四七二番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、現在高齢化社会を迎えている「高齢者・要介護認定の老人」への施策として、自宅清掃・空き家の清掃管理・周辺整備・農業従事者への交流・支援、荒廃地の環境整備等・維持管理・まちづくりの推進等の振興を図ることを目的とする。

〔四八七〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成二十九年十一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地 区 名	工 種	完了年月日
-------	-----	-------

阿 新	農 道	二六・二・二八
川 上	農 道 整 備	二六・三・三一

〔四八八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十九年十一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

旭川及び百間川	測 量 区 域
航空レーザ測量	測 量 の 種 類
平成二十九年十一月一日から 平成三十年二月二十八日まで	測 量 期 間

〔四八九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画区域の区域区分を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月十七日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画区域の区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

岡山県南広域都市計画区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、岡山市都市整備局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、玉野市建設部都市計画課、総社市建設部都市計画課、赤磐市建設事業部都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課及び早島町建設農林課

四 縦覧期間

平成二十九年十二月八日から同月二十二日まで

〔四九〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画区域の臨港地区を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月十七日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画区域の臨港地区

二 都市計画を変更する土地の区域

倉敷市玉島乙島の一部

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び倉敷市建設局都市計画部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十九年十二月八日から同月二十二日まで

〔四九一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画道路を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月十七日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

総社市長良、窪木、南溝手、北溝手、金井戸及び総社の一部

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び総社市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十九年十二月八日から同月二十二日まで

〔四九二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により津山広域都市計画道路を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月十七日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

津山広域都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

津山市二宮地内

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び津山市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十九年十二月八日から同月二十二日まで

〔四九三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字重安一二〇―八、一二〇―九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区当新田四八二―二B―三〇二

徳田 研一

三 許可番号

岡山県指令建指第一七〇号

平成29年11月17日 岡山県公報 第11941号

〔四九四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字上新田七一〇―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音軽部二三〇

坪井 敬介

坪井 菜摘

三 許可番号

岡山県指令建指第一八八号

〔四九五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六二二―二八、一六二二―三〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野七九三―一マーヴェラスA一〇五

池田 貴之

池田 博美

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇七号

〔四九六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年十一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

P I T キー 1,800式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及びP I T キー賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 借入期間

平成30年3月1日から平成35年2月28日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年岡山県告示第58号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 納入する機器について、岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けた者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話（086）226－7538

(2) 申請書の提出期限

平成29年12月18日（月）午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234－0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成29年11月17日（金）から同年12月18日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ150グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成29年12月26日（火）午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成29年12月27日（水）午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成29年12月18日（月）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義

務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は，入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :
Smartwatch key for Police Integrated information Tool (1,800 counts)

(2) Lease period :
From 1 March, 2018 through 28 February, 2023

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 26 December, 2017

(5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

TEL 086-234-0110, Ext.2216

◎岡山県教育委員会告示第三号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第十九条第七項の規定により、岡山県指定重要無形文化財の保持者の認定を次のとおり解除した。

平成二十九年十一月十七日

岡山県教育委員会

一 指定番号 無第二九号

二 認定年月日 昭和五十五年四月八日

三 種 別 重要無形文化財

四 名 称 備前焼製作技術

五 保持者の住所、氏名及び生年月日

備前市伊部

各見 政美（雅号 各見 壽峰）

大正十年三月二十八日生

六 解除年月日及び理由

平成二十九年八月三十一日 保持者死亡のため

◎岡山県公安委員会告示第百九十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

平成二十九年十一月十七日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

経験者（更新）講習課程							初心者講習課程		講習課程
平成三十年 三月十四日	平成三十年 三月一日	平成三十年 二月二十一日	平成三十年 二月十五日	平成三十年 二月三日	平成三十年 一月二十四日	平成三十年 一月十日	平成三十年 三月七日	平成三十年 一月十七日	開催年月日
午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午前十時	午前十時	開催時刻
津山市林田七七 津山警察署	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター	高梁市段町一〇一七一一 高梁警察署	倉敷市大島四五一一 倉敷警察署	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター	津山市林田七七 津山警察署	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター	開催場所

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に

氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地在管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日であることを定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

初心者講習課程

六千八百円

経験者（更新）講習課程

三千円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

◎岡山県公安委員会告示第百九十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

平成二十九年十一月十七日

岡山県公安委員会

一 開催の日時及び場所

日 時		場 所
平成三十年一月二十九日（月） 午前十時		岡山市北区内山下二―四―六 岡山県警察本部会計課分室（県庁地下）
平成三十年二月二十七日（火） 午前十時		岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
平成三十年三月二十七日（火） 午前十時		

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地进行管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前

三 受講手数料

九千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。